

留学に伴う危機管理対応マニュアル



東京海洋大学

平成26年3月7日制定
学生支援委員会
留学生委員会

目次

I. 本学の基本方針	1
1. 危機管理の目的	
2. 危機管理の対象範囲	
3. その他	
II. 大学が行うべき危機管理対応(教職員用)	1
1. 海外派遣における注意喚起及び指導・助言	
2. 海外派遣の実施・中止・延期・継続・帰国の判断基準	
3. 受入れ留学生への注意喚起及び指導・助言	
III. 派遣(留学・研修等)学生が行うべき危機管理対応(学生用)	9
IV. 受入れ留学生が行うべき危機管理対応(留学生用)	12
V. その他	17
1. 別紙1 海外留学・研修先などにおける危機管理体制	
2. 別紙2 外国人留学生における危機管理体制	

* 文面中「事務担当者」及び連絡先等は次のとおりです。

(品川キャンパス)

学生サービス課留学生係

電話 (03)5463-4052

E-mail g-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp

(越中島キャンパス)

越中島地区事務室学生サービス係

電話 (03)5245-7316

E-mail e-gaku@o.kaiyodai.ac.jp

留意1) 上記窓口時間は、平日の8:30～17:15です。

平日の深夜、休日等において指導教員にも連絡が取れない場合は、各キャンパスの守衛所に連絡ください。

品川キャンパス守衛所 電話 (03)5463-0376

越中島キャンパス守衛所 電話 (03)5245-7323

東京海洋大学留学に伴う危機管理対応マニュアル

I. 本学の基本方針

国立大学法人東京海洋大学危機管理基本マニュアル(2010)に基づき、東京海洋大学における留学に伴う危機管理対応の基本を以下のとおり定める。

1. 危機管理の目的

今日、学生・学術交流の進展とともに、グローバル人材育成の推進に向け、学生の海外留学、インターンシップ、フィールドワークなどを利用した海外への渡航の機会が増加している。

また、政府の施策でもある留学生30万人計画の推進にあたり、現在、220名を超える留学生の受入れも、今後更に増加することが予想されている。

このような状況下において、自然災害、犯罪、事故、感染症、異文化不適応等の危機を未然に防止するとともに、万一事故等の危機事象が発生した場合は、迅速かつ適切に対応し、被害を最小限に抑え安全・安心を確保し、快適な留学生活の実現に資することを目的とする。

2. 危機管理の対象範囲

このマニュアルにおける危機管理の対象は、原則として本学が許可又は承認する派遣、海外研修、受入れ等とする。休学して私費留学する場合は、このマニュアルを準用する。

一方、本学の許可や承認の範囲外のもの、いわゆる夏季休業等を利用して家族や友人等で私事渡航する場合は対象外とするが、本学所属の学生に事故等が発生し、大学として対応が求められる場合には、このマニュアルに準じて取り扱う。

3. その他

危機管理の構成

- (1)大学が行うべき危機管理対応(教職員用)
- (2)派遣(留学・研修等)学生が行うべき危機管理対応(学生用)
- (3)受入留学生が行うべき危機管理対応(留学生用)

II. 大学が行うべき危機管理対応

1. 海外派遣における注意喚起及び指導・助言

派遣に際し、指導教員及び事務担当者はオリエンテーション等を実施し、以下の事項について派遣学生への注意喚起及び指導・助言を行う。

事 項	チェック	業務要領
1. 渡航前に 行う事項	<input type="checkbox"/>	<p>1. 心構えと準備すべき事項</p> <p>「危険は直ぐそばにあり、"おかしなことには一切関与しない"という強い気持ちを持つっていないと、海外では身を守れないということを、心に銘記すること。」</p> <p>(1)危機発生の可能性があることを十分認識すること。</p> <p>(2)危機発生時のシミュレーションを行うこと。</p> <p>(3)健康状態のチェック(保健管理センターなどへの相談や健康診断を受ける)を行うこと。</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>2. 本学での渡航前の手続きや行うべき事項</p> <p>(1)"海外渡航届"(留学、研究発表などの日程・住所・連絡先等を記載)を指導教員経由で必ず事務担当者へ届け出ること。</p> <p>(2)渡航前のオリエンテーションや危機管理に関する説明会等へ参加し、本学から配布する"留学の手引き"を熟読すること。</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>3. 保険への加入と確認すべき事項</p> <p>(1)危機に備え、必ず海外旅行保険に加入すること。</p> <p>(2)上記で加入した保険の内容について、事務担当者へ連絡すること。</p> <p>なお、不明な点は事務担当者へ相談すること。</p> <p>(3)航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の補償等を確認すること。</p>

		<p>□ 4. 国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集</p> <p>(1)国際情勢の変化や動向について把握する。</p> <p>(2)渡航先の現地安全情報の収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省海外安全HP:http://www.anzen.mofa.go.jp/ ・外務省在留邦人向け安全の手引き: http://www.anzen.mofa.go.jp/manual/index.html <p>(3)渡航先の感染症情報を把握し、必要な予防接種を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省検疫所:http://www.forth.go.jp/ ・国立感染症研究所感染情報センター: http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html <p>(4)渡航先の政治・社会・文化、日本との関係や対日イメージなどを理解しておくこと。 例えば、渡航先の風俗習慣、式祭典の特徴や性倫理などの文化的差異を把握すること。また、対日感情や日本人に対するイメージ及び傾向を把握することなど。</p>
		<p>□ 5. 留学・研修先大学等の危機管理体制などについての情報収集</p> <p>(1)危機管理体制や危機管理に関するオリエンテーションなどの実施状況を調査すること。</p> <p>(2)留学・研修先等で加入する危機管理に関する保険の種類や内容を把握すること。</p>
2. 現地で 行う事項	□	<p>1. 在外公館への"在留届"提出と危険情報の把握</p> <p>(1)災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が在外公館から受けられるよう、旅券法施行規則第12条により、3カ月以上外国に滞在する学生は、"在留届"を在外公館へ提出すること。また、治安情勢が不安定な国(地域)においては、滞在期間が3カ月未満でも届け出ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、海外滞在が3カ月未満の方も"在留届"を提出すれば、緊急事態が発生した場合には、在外公館からmailによる通報や迅速な救護が受けられます。 <p>(2)在留届を提出後、住所、その他の届出事項に変更が生じた時は、遅延なく在外公館へ届け出ること。</p> <p>(3)在外公館などのホームページなどで、定期的に渡航先の危険情報について把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館:http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html
	□	<p>2. 渡航先での危機管理体制の把握と本学への連絡</p> <p>(1)渡航先へ到着後、無事到着した旨を学生サービス課留学生係へ連絡すること。 E-mail:g-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp</p> <p>(2)渡航先での危機管理に関する情報収集を行い、オリエンテーションなどに参加すること。</p> <p>(3)渡航先での緊急時の対応体制と連絡システムを把握し、現地の担当者を複数名挙げ、連絡先を確認した上で、その情報を本学の指導教員及び事務担当者へ連絡すること。</p> <p>(4)渡航先で加入した保険とその内容について、本学の指導教員及び事務担当者へ連絡すること。</p> <p>(5)渡航前、本学に届け出た"海外渡航届"において、連絡先等の記載事項変更が生じた場合は、必ず本学指導教員及び事務担当者へ連絡すること。</p> <p>(6)定期的に本学指導教員へ、現地での状況報告を行うこと。</p>
	□	<p>3. 自己の危機管理</p> <p>(1)自らアンテナを張り情報収集に心がけ、事故に遭わないようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日本人のネットワークを作ること。 ②常に所在を周りに明らかにしておくこと。 <p>(2)緊急連絡先(留学・研修先等の電話番号や住所など)を記載したメモ等を、外出の際は必ず携行すること。</p> <p>(3)緊急時の家族への連絡体制の確認を行うこと。</p> <p>(4)緊急時の本学への緊急連絡網について、準備・確認をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本人若しくは留学・研修先等の関係者などから連絡する体制を確保しておき、本学の指導教員及び事務担当者へ連絡すること。

		<p>②留学・研修先等の関係者に、緊急時における本学への連絡先(指導教員及び事務担当者)を知らせておくこと。</p> <p>③国内外の連絡体制として、滞りなく連絡が取れるようにしておくこと。</p> <p>(5)海外渡航中は、公共交通機関を利用し自動車等の運転は極力しないこと。 (違反や事故の場合の手続き、また賠償責任やコストの面から問題があるため)</p>
3. 危機に遭遇した場合の対応	<input type="checkbox"/>	<p>1. 直ちに留学・研修先等の緊急連絡先へ連絡し、その指示に従って行動すること。</p> <p>2. 次に、本学の指導教員又は事務担当者へ連絡・相談すること。なお、自ら連絡できない場合などは、留学・研修先や在外公館等の関係者に、本学への連絡を依頼すること。</p> <p>3. 上記報告にあたっては、次の事項を指導教員又は事務担当者へ伝えること。 (1)事故該当者の氏名、所属、学年、学籍番号 (2)事故発生日時、場所 (3)事故の内容、被害程度</p> <p>4. 在外公館の連絡・指示に従って行動すること。</p> <p>5. 家族へ連絡すること。</p> <p>6. 保険会社へ連絡すること。</p>
4. 帰国に際して	<input type="checkbox"/>	<p>1. 事前に帰国の足を確保すること(最寄りの空港までの足、前泊する場合はホテルの予約、航空券の予約等)。</p> <p>2. 日本への荷物搬送 書籍などの資料運搬は、コストを考え5キロ以下なら書籍小包航空便、それを超えたら通常小包(書籍以外を入れても可)で送るのが得策。なお、搬送日数を気にせず、一番安く送る方法は船便である。 また、多量の荷物搬送する場合は郵便より安い場合があるので、現地の日系業者(日通など)に問い合わせることをお勧めします。</p> <p>3. 郵便局での転送手続きを忘れないこと(有料の場合有り)。</p> <p>4. 海外で開設した銀行口座の解約届を忘れないこと。 海外の銀行では、口座を持っているだけで毎月10ドルの手数料を口座から引き落とされることがあるので注意すること。</p> <p>5. 旅券法施行規則第12条により"在留届"を提出した者は、帰国に際して事前に在外公館へ、帰国する旨を届け出ること。</p>

2. 海外派遣の実施・中止・延期・継続・帰国の判断基準

危機事象が発生した場合、本学としての判断基準は以下のとおりとする。

<input type="checkbox"/> (1) 派遣先国(地域)の事情による判断
本学が海外派遣の実施等を判断するにあたり、派遣先の社会情勢については、海外における日本人の安全対策の一環として、外務省の海外安全HPで提供されている海外の危険情報に基づき判断する。この「海外危険情報」は、法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではないが、海外への派遣留学・研修等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断をする場合は、これらを十分参考にしながら判断することとする。また、安全対策の目安として出される「感染症危険情報」も参考にし、判断することとする。

外務省「海外危険情報: 安全対策4つの目安(カテゴリー)」の種類と本学の対応方針

カテゴリー	内容	本学の対応
レベル1 十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けさせていただくよう、お勧めするものです。	留学を実施・継続するが注意を払う。
レベル2 渡航の是非を検討してください。	その国・地域への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行っていただき、渡航される場合には、十分な安全措置を講じることをお勧めするものです。	留学の延期又は中止を基本方針とする。
レベル3 渡航の延期をお勧めします。	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ延期されるようお勧めするものです。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがあります。	留学の延期又は中止(途中帰国)とする。
レベル4 退避を勧告します。 渡航は延期してください。	その国・地域に滞在している全ての日本人の方々に対して、滞在地から、安全な国・地域への退避(日本への帰国も含む)を勧告するものです。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期してください。	留学を中止させ、即刻帰国させる。 退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議する。

<input type="checkbox"/> (2) 派遣先大学等の諸事情による判断
以下の場合は、原則として留学、研修等の中止、延期又は途中帰国させる。
① 派遣先大学等における学業継続不可(学力不足、自然災害など)の場合
② 派遣先大学等を退学処分となつた場合
③ 派遣先大学等周辺の生活環境が悪化してきている場合
<input type="checkbox"/> (3) 個人的事情による判断
① 疾病等による場合
ア. 留学や長期研修等(1ヶ月以上)による渡航を予定している学生には、必ず健康診断を受診するよう指導し、現在治療中の者については、医師と相談のうえ判断するよう指導する。また、あらかじめ派遣先の医療機関を確認させるなど、継続治療を行う体制を整えておくよう指導する。
イ. 派遣中の学生が、病気やケガにより1ヶ月以上の入院治療が必要となった場合には、原則として帰国させることが望ましい。
ウ. 派遣中の学生が、留学・研修等の継続が困難となる精神疾患に罹患した場合は、医師やカウンセラーの所見を参考に、帰国させることが望ましい。
エ. 派遣先によって医療制度が異なることから、医療費負担を考慮し、状況により一旦帰国させて日本で療養させることも指導する。

②犯罪等による場合

- ア. 刑法上の犯罪の加害者又は被疑者となった場合、滞在国の法律により処分されるので、それに基づき判断する。
- イ. 禁止薬物等の依存症に罹患した場合、滞在国の法律及び本人の状態に基づき判断する。
- ウ. 不法行為の加害者又は被疑者となった場合、滞在国の法律等に基づき扱われる所以、それに基づき判断する。

3. 受入れ留学生への注意喚起及び指導・助言

留学生の受入れに際し、指導教員及び事務担当者はオリエンテーション等を実施し、以下の事項について留学生への注意喚起及び指導・助言を行う。

なお、留学生に対して、自然災害等に伴う情報提供を行う場合は、誤解のないよう正確さを要するので、特にきめ細やかな情報提供を心がけること。

また、留学生が死亡する等の重大な事故の場合は、本学から家族、派遣元大学、在日公館等の関係機関の関係者へ連絡すること。

事 項	チェック	業務要領
1. 日本入国後の手続き	<input type="checkbox"/>	<p>○ 日本に中長期滞在する外国人には、“在留カード”が交付されます。在留カードは、あなたが日本滞在中、パスポートと並ぶ最も重要な身分証明となるものです。日本滞在中は常時携帯してください。</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>1. 在留カードの交付について 出入国港(成田、羽田、中部、関西)にて、旅券に上陸許可の認印をするとともに、在留カードが交付されます。 * 2012年7月9日以前に日本に入国し、外国人登録証明書を交付されている者については、現在の在留期間の満了日までは、外国人登録証明書が在留カードとみなされます。在留カードへの切換えは、次回の在留期間更新許可や在留資格変更許可の際に行われます。</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>2. 住民登録について 在留カードが交付された方は、住居地を決めてから14日以内に、住居地の市区町村の窓口で住居地を届け出なくてはなりません。この手続き(住民登録)が完了すると、住民票の写し(日本で銀行口座を開設する際に必要となる書類です)を取得できるようになります。 子供手当などの各種行政サービスについても、この住民登録に基づいて行われますので、きちんと手続きをするようにしてください。 また、病気やケガの心配のないように、国民健康保険の加入手続きも併せて行ってください。 * 住民登録に必要な書類:①パスポート、②在留カード、③印鑑(サインでも可)。</p>
2. 受入れオリエンテーション	<input type="checkbox"/>	<p>1. オリエンテーションについて 留学生の渡日後、他機関(警察等)と連携のうえ、本学において受入れオリエンテーションを開催し、留学生委員会担当教員及び学生サービス課留学生係から留学生に対して、“外国人留学生ガイドブック”に基づき、各種手続き、日常生活の説明及び想定される危機対応について注意喚起等を行う。 なお、指導教員及びチューターにあっては、言葉の問題もあるので、常日頃から誤解のないよう正確かつ、きめ細やかな情報提供を行い、良好なコミュニケーションの維持に心がけること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)留学生は、学籍カード、誓書、外国人留学生個人カード及びパスポートや在留カードの写しを事務担当者へ提出すること。 (2)留学生は、ビザの更新等の申告、学会参加、一時帰国、私事渡航など国外に出る場合は、必ず事務担当者へ届出をすること。 (3)留学生は、定期健康診断の受診や保険(国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等)への加入手続きをすること。 (4)留学生は、危機に遭遇した場合、原則指導教員へ速やかに連絡すること。 指導教員に連絡が取れない場合は、事務担当者へ連絡すること。 (5)上記連絡にあたっては、次の事項を伝えること。 <ul style="list-style-type: none"> ①事故該当者の氏名、所属、学年、学籍番号 ②事故発生日時、場所 ③事故の内容、被害の程度 (6)留学生は、一次帰国している時に危機に遭遇した場合は、上記同様に指導教員又は事務担当者へ連絡すること。

3. 各種手続き	<input type="checkbox"/>	1. 授業履修登録の窓口	
		・品川 大学院生:教務課大学院係 (03)5463-0395	
		学部生及び科目等履修生:教務課教務係 (03)5463-4233,4245,0394	
4. 危機に 遭遇した 場合の 対応	<input type="checkbox"/>	・越中島 学部、大学院生、科目等履修生: 越中島地区事務室教務係: (03)5245-7320,7312,7314	
		2. 一時帰国海外旅行届、資格外活動許可取得届の窓口	
		・品川 学生サービス課留学生係 ・越中島 越中島地区事務室学生サービス係	
1. 想定される危機と対応	<input type="checkbox"/>	(1)自然災害	
		①地震対策	
		ア. 地震に遭ってもあわてず、クッションなどで頭を保護しながら、落ち着いて行動(避難)すること。	
		イ. 地震の揺れが収またらガス器具の元栓を閉め、電気器具の電源を切って避難すること。	
		ウ. 日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水等の確保、避難場所などのチェック及び家具の転倒防止等の対策をしておくこと。	
		エ. 津波の恐ろしさを知っておくこと。	
		②台風・水害対策	
		ア. 台風や大雨の際には、川や海には近づかない。また、むやみに出歩かないこと。	
		イ. テレビやラジオなどの気象情報をチェックし、注意を払うこと。	
		(2)犯罪対策	
		①日本の法律の遵守を徹底すること。	
		②犯罪等に巻き込まれたら、警察、救急(消防署)及び指導教員又は大学事務担当者に連絡すること。	
		(3)交通事故・火災対策	
		①交通事故の場合は警察110番、ケガ等急病及び火災の場合は救急(消防署)119番への連絡と、指導教員又は大学事務担当者への連絡を忘れないこと。	
		②火災の発生に備えて宿舎の消火器の設置場所、避難経路、非常口等は入居時に必ず確認すること。	
		③備え付けの消火器の扱い方についても必ず確認すること。	
		(4)健康・衛生対策	
		①定期健康診断、臨時健康診断の案内が大学からあった場合には、必ず受診すること。	
		②既往症がある場合は、保健管理センターの医師及び指導教員に伝えるとともに、日頃から健康状態に留意すること。	
		③重篤な病気や難病指定を受けた場合など、留学・研修等の継続が困難となった時は、受入れ部局長等の判断で母国へ帰国させる可能性もある。	
		(5)異文化対策	
		生活習慣、宗教などに関係する問題が発生した場合には、各種の「学生相談」体制が整備されているほか、カウンセリング(精神面におけるケアサポート)も行っているので、深刻な問題とならないうちに早期に指導教員や保健管理センターの医師等に相談すること。	
		(6)その他	
		人間関係、様々なハラスメント、学業、進路、学費、経済的問題が発生した場合についても各種の「学生相談」体制が整備されているので利用すること。	
* 文面中「事務担当者」及び連絡先等は次のとおりです。			
(品川キャンパス)			
学生サービス課留学生係			
電話 (03)5463-4052			
E-mail: g-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp			
(越中島キャンパス)			
越中島地区事務室学生サービス係			
電話 (03)5245-7316			
E-mail e-gaku@o.kaiyodai.ac.jp			

		留意1) 上記窓口時間は、平日の8:30～17:15です。
		平日の深夜、休日等において指導教員にも連絡が取れない場合は、各キャンパスの守衛所に連絡ください。
		品川キャンパス守衛所 電話 (03)5463-0376
		越中島キャンパス守衛所 電話 (03)5245-7323

III. 派遣(留学・研修等)学生が行うべき危機管理対応

* 学生及び保護者は、以下の内容を熟読してください。

事 項	チエック	要領(must !)
1. 渡航前に 行う事項	<input type="checkbox"/>	<p>1. 心構えと準備すべき事項</p> <p>「危険は直ぐそばにあり、”おかしなことには一切関与しない”という強い気持ちを持っていないと、海外では身を守れないということを、心に銘記すること。」</p> <p>(1)危機発生の可能性があることを十分認識すること。</p> <p>(2)危機発生時のシミュレーションを行うこと。</p> <p>(3)健康状態のチェック(保健管理センターなどへの相談や健康診断を受ける)を行うこと。</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>2. 本学での渡航前の手続きや行うべき事項</p> <p>(1)"海外渡航届"(留学、研究発表などの日程・住所・連絡先等を記載)を指導教員経由で必ず事務担当者へ届け出ること。</p> <p>(2)渡航前のオリエンテーションや危機管理に関する説明会等へ参加し、本学から配布する"留学の手引き"を熟読すること。</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>3. 保険への加入と確認すべき事項</p> <p>(1)危機に備え、必ず海外旅行保険に加入すること。</p> <p>(2)上記で加入した保険の内容について、事務担当者へ連絡すること。 なお、不明な点は事務担当者へ相談すること。</p> <p>(3)航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の補償等を確認すること。</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>4. 国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集</p> <p>(1)国際情勢の変化や動向について把握する。</p> <p>(2)渡航先の現地安全情報の収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省海外安全HP:http://www.anzen.mofa.go.jp/ ・外務省在留邦人向け安全の手引き: http://www.anzen.mofa.go.jp/manual/index.html <p>(3)渡航先の感染症情報を把握し必要な予防接種を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省検疫所:http://www.forth.go.jp/ ・国立感染症研究所感染情報センター: http://www.nih.go.jp/niid/ja/from_idsc.html <p>(4)渡航先の政治・社会・文化、日本との関係や対日イメージなどを理解しておくこと。 例えば、渡航先の風俗習慣、式祭典の特徴や性倫理などの文化的差異を把握すること。また、対日感情や日本人に対するイメージ及び傾向を把握することなど。</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>5. 留学・研修先大学等の危機管理体制などについての情報収集</p> <p>(1)危機管理体制や危機管理に関するオリエンテーションなどの実施状況を調査すること。</p> <p>(2)留学・研修先等で加入する危機管理に関する保険の種類や内容を把握すること。</p>
2. 現地で 行う事項	<input type="checkbox"/>	<p>1. 在外公館への"在留届"提出と危険情報の把握</p> <p>(1)災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が在外公館から受けられるよう、旅券法施行規則第12条により、3ヶ月以上外国に滞在する学生は、"在留届"を在外公館へ提出すること。また、治安情勢が不安定な国(地域)においては、滞在期間が3ヶ月未満でも届け出ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、海外滞在が3ヶ月未満の方も"在留届"を提出すれば、緊急事態が発生した場合には、在外公館からmailによる通報や迅速な救護が受けられます。 <p>(2)在留届を提出後、住所、その他の届出事項に変更が生じた時は、遅延なく在外公館へ届け出ること。</p> <p>(3)在外公館などのホームページなどで、定期的に渡航先の危険情報について把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館:http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html

	<p><input type="checkbox"/> 2. 渡航先での危機管理体制の把握と本学への連絡</p> <p>(1) 渡航先へ到着後、無事到着した旨を学生サービス課留学生係へ連絡すること。 E-mail:g-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp</p> <p>(2) 渡航先での危機管理に関する情報収集を行い、オリエンテーションなどに参加すること。</p> <p>(3) 渡航先での緊急時の対応体制と連絡システムを把握し、現地の担当者を複数名挙げ、連絡先を確認した上で、その情報を本学の指導教員及び事務担当者へ連絡すること。</p> <p>(4) 渡航先で加入した保険とその内容について、本学の指導教員及び事務担当者へ連絡すること。</p> <p>(5) 渡航前、本学に届け出た"海外渡航届"において、連絡先等の記載事項変更が生じた場合は、必ず本学指導教員及び事務担当者へ連絡すること。</p> <p>(6) 定期的に本学指導教員へ、現地での状況報告を行うこと。</p>
	<p><input type="checkbox"/> 3. 自己の危機管理</p> <p>(1) 自らアンテナを張り情報収集に心がけ、事故に遭わないようにすること。</p> <p>① 日本人のネットワークを作ること。</p> <p>② 常に所在を周りに明らかにしておくこと。</p> <p>(2) 緊急連絡先(留学・研修先等の電話番号や住所など)を記載したメモ等を、外出の際は必ず携行すること。</p> <p>(3) 緊急時の家族への連絡体制の確認を行うこと。</p> <p>(4) 緊急時の本学への緊急連絡網について、準備・確認をすること。</p> <p>① 本人若しくは留学・研修先等の関係者などから連絡する体制を確保しておき、本学の指導教員及び事務担当者へ連絡すること。</p> <p>② 留学・研修先等の関係者に、緊急時における本学への連絡先(指導教員及び事務担当者)を知らせておくこと。</p> <p>③ 国内外の連絡体制として、滞りなく連絡が取れるようにしておくこと。</p> <p>(5) 海外渡航中は、公共交通機関を利用し自動車等の運転は極力しないこと。 (違反や事故の場合の手続き、また賠償責任やコストの面から問題があるため)</p>
3. 危機に遭遇した場合の対応	<p><input type="checkbox"/> 1. 直ちに留学・研修先等の緊急連絡先へ連絡し、その指示に従って行動すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 次に、本学の指導教員又は事務担当者へ連絡・相談すること。なお、自ら連絡できない場合は、留学・研修先や在外公館等の関係者に、本学への連絡を依頼すること。</p> <p>* 指導教員への連絡がつかない場合は、以下のいずれかの方法で連絡すること。</p> <p>(品川キャンパス)</p> <p>学生サービス課留学生係:(03)5463-4052 海外から:+81-3-5463-4052 E-mail:g-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp</p> <p>(越中島キャンパス)</p> <p>越中島地区事務室学生サービス係:(03)5245-7316 海外から:+81-3-5245-7316 E-mail:e-gaku@o.kaiyodai.ac.jp</p> <p>留意1) 上記窓口時間は、平日の8:30~17:15です。 平日の深夜、休日等において指導教員にも連絡が取れない場合は、各キャンパスの守衛所に連絡ください。</p> <p>品川キャンパス守衛所 +81-3-5463-0376 越中島キャンパス守衛所 +81-3-5245-7323</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 上記報告にあたっては、次の事項を指導教員又は事務担当者へ伝えること。</p> <p>(1) 事故該当者の氏名、所属、学年、学籍番号 (2) 事故発生日時、場所 (3) 事故の内容、被害程度</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 在外公館の連絡・指示に従って行動すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 家族へ連絡すること。</p>

	<input type="checkbox"/> 6. 保険会社へ連絡すること。
4. 帰国に際して	<input type="checkbox"/> 1. 事前に帰国の足を確保すること(最寄りの空港までの足、前泊する場合はホテルの予約、航空券の予約等)。 <input type="checkbox"/> 2. 日本への荷物搬送 書籍などの資料運搬は、コストを考え5キロ以下なら書籍小包航空便、それを超えたら通常小包(書籍以外を入れても可)で送るのが得策。なお、搬送日数を気にせず、一番安く送る方法は船便である。 また、多量の荷物搬送する場合は郵便より安い場合があるので、現地の日系業者(日通など)に問い合わせることをお勧めします。
	<input type="checkbox"/> 3. 郵便局での転送手続きを忘れないこと(有料の場合有り)。
	<input type="checkbox"/> 4. 海外で開設した銀行口座の解約届を忘れないこと。 海外の銀行では、口座を持っているだけで毎月10ドルの手数料を口座から引き落とされることがあるので注意すること。
	<input type="checkbox"/> 5. 旅券法施行規則第12条により"在留届"を提出した者は、帰国に際して事前に在外公館へ、帰国する旨を届け出ること。
	* 文面中「事務担当者」及び連絡先等は次のとおりです。 (品川キャンパス) 学生サービス課留学生係 電話 (03)5463-4052 E-mail g-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp (越中島キャンパス) 越中島地区事務室学生サービス係 電話 (03)5245-7316 E-mail e-gaku@o.kaiyodai.ac.jp 留意1) 上記窓口時間は、平日の8:30~17:15です。 平日の深夜、休日等において指導教員にも連絡が取れない場合は、各キャンパスの守衛所に連絡ください。 品川キャンパス守衛所 電話 (03)5463-0376 越中島キャンパス守衛所 電話 (03)5245-7323

IV. 受入れ留学生が行うべき危機管理対応

* 留学生は、以下の内容を熟読してください。

事 項	チェック	要領
1. 日本入国後の手続き	<input type="checkbox"/>	<p>○ 日本に中長期滞在する外国人には、"在留カード"が交付されます。在留カードは、あなたが日本滞在中、パスポートと並ぶ最も重要な身分証明となるものです。日本滞在中は常時携帯してください。</p> <p>□ 1. 在留カードの交付について 出入国港(成田、羽田、中部、関西)にて、旅券に上陸許可の認印をするとともに、在留カードが交付されます。 * 2012年7月9日以前に日本に入国し、外国人登録証明書を交付されている者については、現在の在留期間の満了日までは、外国人登録証明書が在留カードとみなされます。在留カードへの切換えは、次回の在留期間更新許可や在留資格変更許可の際に行われます。</p> <p>□ 2. 住民登録について 在留カードが交付された方は、住居地を決めてから14日以内に、住居地の市区町村の窓口で住居地を届け出なくてはなりません。この手続き(住民登録)が完了すると、住民票の写し(日本で銀行口座を開設する際に必要となる書類です)を取得できるようになります。 子供手当などの各種行政サービスについても、この住民登録に基づいて行われますので、きちんと手続きをするようにしてください。 また、病気やケガの心配のないように、国民健康保険の加入手続きも併せて行ってください。 * 住民登録に必要な書類:①パスポート、②在留カード、③印鑑(サインでも可)。</p>
2. 受入れオリエンテーション	<input type="checkbox"/>	<p>1. オリエンテーションについて 留学生の渡日後、他機関(警察等)と連携のうえ、本学において受入れオリエンテーションを開催し、留学生委員会担当教員及び学生サービス課留学生係から留学生に対して、"外国人留学生ガイドブック"に基づき、各種手続き、日常生活の説明及び想定される危機対応について注意喚起等を行います。</p> <p>(1)留学生は、学籍カード、誓書、外国人留学生個人カード及びパスポートや在留カードの写しを事務担当者へ提出すること。 (2)留学生は、ビザの更新等の申告、学会参加、一時帰国、私事渡航など国外に出る場合は、必ず事務担当者へ届出をすること。 (3)留学生は、定期健康診断の受診や保険(国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等)への加入手続きをすること。 (4)留学生は、危機に遭遇した場合、原則指導教員へ速やかに連絡すること。 指導教員に連絡が取れない場合は、事務担当者へ連絡すること。 (5)上記連絡にあたっては、次の事項を伝えること。 ①事故該当者の氏名、所属、学年、学籍番号 ②事故発生日時、場所 ③事故の内容、被害の程度 (6)留学生は、一次帰国している時に危機に遭遇した場合は、上記同様に指導教員又は事務担当者へ連絡すること。</p>
3. 各種手続き	<input type="checkbox"/>	<p>1. 授業履修登録の窓口 ・品川 大学院生:教務課大学院係 (03)5463-0395 学部生及び科目等履修生:教務課教務係 (03)5463-4233,4245,0394 ・越中島 学部、大学院生、科目等履修生: 越中島地区事務室教務係: (03)5245-7320,7312,7314</p> <p>2. 一時帰国海外旅行届、資格外活動許可取得届の窓口 ・品川 学生サービス課留学生係 ・越中島 越中島地区事務室学生サービス係</p>

4. 危機に遭遇した場合の対応	<input type="checkbox"/> 1. 想定される危機と対応 (1)自然災害 ①地震対策 ア. 地震に遭ってもあわてず、クッションなどで頭を保護しながら、落ち着いて行動(避難)すること。 イ. 地震の揺れが収まつたらガス器具の元栓を閉め、電気器具の電源を切って避難すること。 ウ. 日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水等の確保、避難場所などのチェック及び家具の転倒防止等の対策をしておくこと。 エ. 津波の恐ろしさを知っておくこと。 ②台風・水害対策 ア. 台風や大雨の際には、川や海には近づかない。また、むやみに出歩かないこと。 イ. テレビやラジオなどの気象情報をチェックし、注意を払うこと。 (2)犯罪対策 ①日本の法律の遵守を徹底すること。 ②犯罪等に巻き込まれたら、警察、救急(消防署)及び指導教員又は大学事務担当者に連絡すること。 (3)交通事故・火災対策 ①交通事故の場合は警察110番、ケガ等急病及び火災の場合は救急(消防署)119番への連絡と、指導教員又は大学事務担当者への連絡を忘れないこと。 ②火災の発生に備えて宿舎の消火器の設置場所、避難経路、非常口等は入居時に必ず確認すること。 ③備え付けの消火器の扱い方についても必ず確認すること。 (4)健康・衛生対策 ①定期健康診断、臨時健康診断の案内が大学からあった場合には、必ず受診すること。 ②既往症がある場合は、保健管理センターの医師及び指導教員に伝えるとともに、日頃から健康状態に留意すること。 ③重篤な病気や難病指定を受けた場合など、留学・研修等の継続が困難となった時は、受入れ部局長等の判断で母国へ帰国させる可能性もある。 (5)異文化対策 生活習慣、宗教などに関係する問題が発生した場合には、各種の「学生相談」体制が整備されているほか、カウンセリング(精神面におけるケアサポート)も行っているので、深刻な問題とならないうちに早期に指導教員や保健管理センターの医師等に相談すること。 (6)その他 人間関係、様々なハラスマント、学業、進路、学費、経済的問題が発生した場合についても各種の「学生相談」体制が整備されているので利用すること。
	* 文面中「事務担当者」及び連絡先等は次のとおりです。
	(品川キャンパス) 学生サービス課留学生係 電話 (03)5463-4052 E-mail g-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp
	(越中島キャンパス) 越中島地区事務室学生サービス係 電話 (03)5245-7316 E-mail e-gaku@o.kaiyodai.ac.jp
	留意1) 上記窓口時間は、平日の8:30~17:15です。 平日の深夜、休日等において指導教員にも連絡が取れない場合は、各キャンパスの守衛所に連絡ください。 品川キャンパス守衛所 電話 (03)5463-0376 越中島キャンパス守衛所 電話 (03)5245-7323

Risk management which should be conducted by international students

International students must read the following items carefully.

Item	Check	Summary
1. Procedures upon arrival in Japan	<input type="checkbox"/>	<p>○ A "resident card" shall be issued to a foreigner who stays in Japan for a medium to long term. Your resident card serves as the most important identification along with your passport. During your stay in Japan, please always carry it with you.</p>
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<p>1. Issuance of a resident card</p> <p>At one of the ports of entry or departure (Narita, Haneda, Chubu, or Kansai), a Seal of Verification for Landing will be applied to your passport, and a resident card will be issued.</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>* With regard to those who entered Japan on or before July 9, 2012, and received a certificate of alien registration, their certificates of alien registration shall be regarded as their resident cards until the expiry date of their current period of stay. Replacement with official resident cards shall be made at the time of the next visa permit extension or upon receiving permission for change of status of residence.</p>
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<p>2. Resident registration</p> <p>Those who receive their resident cards must register their places of residence at the local municipality within 14 days from the day of their settlement in the residence. When this procedure (resident registration) is completed, you will be able to obtain a copy of the residence certificate (this is a document required when opening a bank account in Japan.)</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>Since various administrative services, such as child allowance, are provided based on this resident registration, please follow proper procedures.</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>In addition, please apply for national health insurance to cover cases of illness or injury.</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>* Documents necessary for resident registration: ① Passport, ②Resident card , ③Seal (a signature is also permitted)</p>
	<input type="checkbox"/>	
2. Orientation	<input type="checkbox"/>	<p>1. Orientation</p> <p>After international students come to Japan, an orientation to receive international students will be held at our university in cooperation with other organizations (such as the police), and faculty members in charge of this matter from the International Student Committee and the International Student Section will provide an explanation of various procedures and daily life in Japan as well as reminders on responses to assumed risks for international students based on the "Guidebook for International Students."</p>
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<p>(1) International students shall submit their enrollment card, student pledge, international student personal information card, passport, a copy of their residence card to the staff responsible for clerical work.</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>(2) International students shall be sure to notify the staff responsible for clerical work of visa renewal, and in such cases of going outside Japan as participating in academic conferences, returning to their hometowns, and private overseas travel, etc.</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>(3) International students shall undergo a periodic health examination, and apply for necessary insurances (such as national health insurance, and Disaster and Accident Insurance for Students Education and Research.)</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>(4) International students shall in principle quickly contact their academic supervisors when encountering a crisis. If it is impossible to contact your academic supervisor, please contact the staff responsible for clerical work.</p>

		<p>(5) In cases applicable to (4), please be sure to state the following:</p> <ul style="list-style-type: none"> ① The name, faculty, grade, and student ID No. of the person involved in the related incident ② Date and place of the incident ③ Details and degree of damage from the incident <p>(6) International students shall also contact their academic supervisors or the staff responsible for clerical work as above when encountering a crisis during their temporary return to their home countries.</p>
3. Class registration and Temporary leave Procedures	<input type="checkbox"/>	<p>1. Class registration</p> <p>Submission: Shinagawa Campus Graduate: Academic Affairs Division, Graduate School Section +(81)-3-5463-0395 Undergraduate and Credited Auditors : Academic Affairs Division, Academic Affairs Section +(81)-3-5463-4233 or 4245 or 0394</p> <p>Etchujima Campus Graduate and Undergraduate and Credited Auditors : Etchujima Campus Administration Division, Academic Affairs Section +(81)-3-5245-7320 or 7312 or 7314</p>
	<input type="checkbox"/>	<p>2. Return to home country and travel abroad and Permission to engage in part-time work</p> <p>Submission: Shinagawa Campus: Student Support Division, International Student Section Etchujima Campus: Etchujima Campus Administration Division, Student Support Section</p>
4. Responses when encountering a crisis	<input type="checkbox"/>	<p>1. Assumed crises and countermeasures</p> <p>(1) Natural disasters</p> <ul style="list-style-type: none"> ① Earthquake disaster countermeasures <ul style="list-style-type: none"> a. In case of earthquake, act (evacuate) calmly, while protecting your head with a b. When the tremors of the earthquake stop, turn off the gas, turn off electric appliances, and evacuate. c. Take earthquake disaster countermeasures on a regular basis by securing a portable radio, a flashlight, and drinking water, as well as by checking on the designated evacuation site, and securing furniture to prevent it from falling down. d. Learn about how frightening a Tsunami is. ② Typhoon countermeasures & flood-control measures <ul style="list-style-type: none"> a. Stay away from rivers and the ocean in cases of typhoon and heavy rain. Do NOT b. Pay attention to changes in weather by checking on TV or radio weather information. <p>(2) Crime control</p> <ul style="list-style-type: none"> ① Ensure thorough observance of laws and regulations in Japan. ② If you are involved in a crime, contact the police and emergency services (fire station), as well as your academic supervisor or the staff responsible for clerical work of our university. <p>(3) Traffic accident countermeasures & preparation for fire</p> <ul style="list-style-type: none"> ① In case of a traffic accident, do NOT forget to call 110 (the police) and in cases of a sudden illness / injury or fire, call 119 (emergency services (fire station)), and be sure to contact your academic supervisor or the staff responsible for clerical work of our university. ② In preparation for fire, be sure to check where fire extinguishers are installed, as well as evacuation routes, and the locations of emergency exits when moving into the dormitory. ③ Be sure to check how to handle fire extinguishers installed in the dormitory. <p>(4) Health & hygiene measures</p> <ul style="list-style-type: none"> ① Be sure to take health check-ups when you receive a notification of a periodic health examination or an extra health examination.

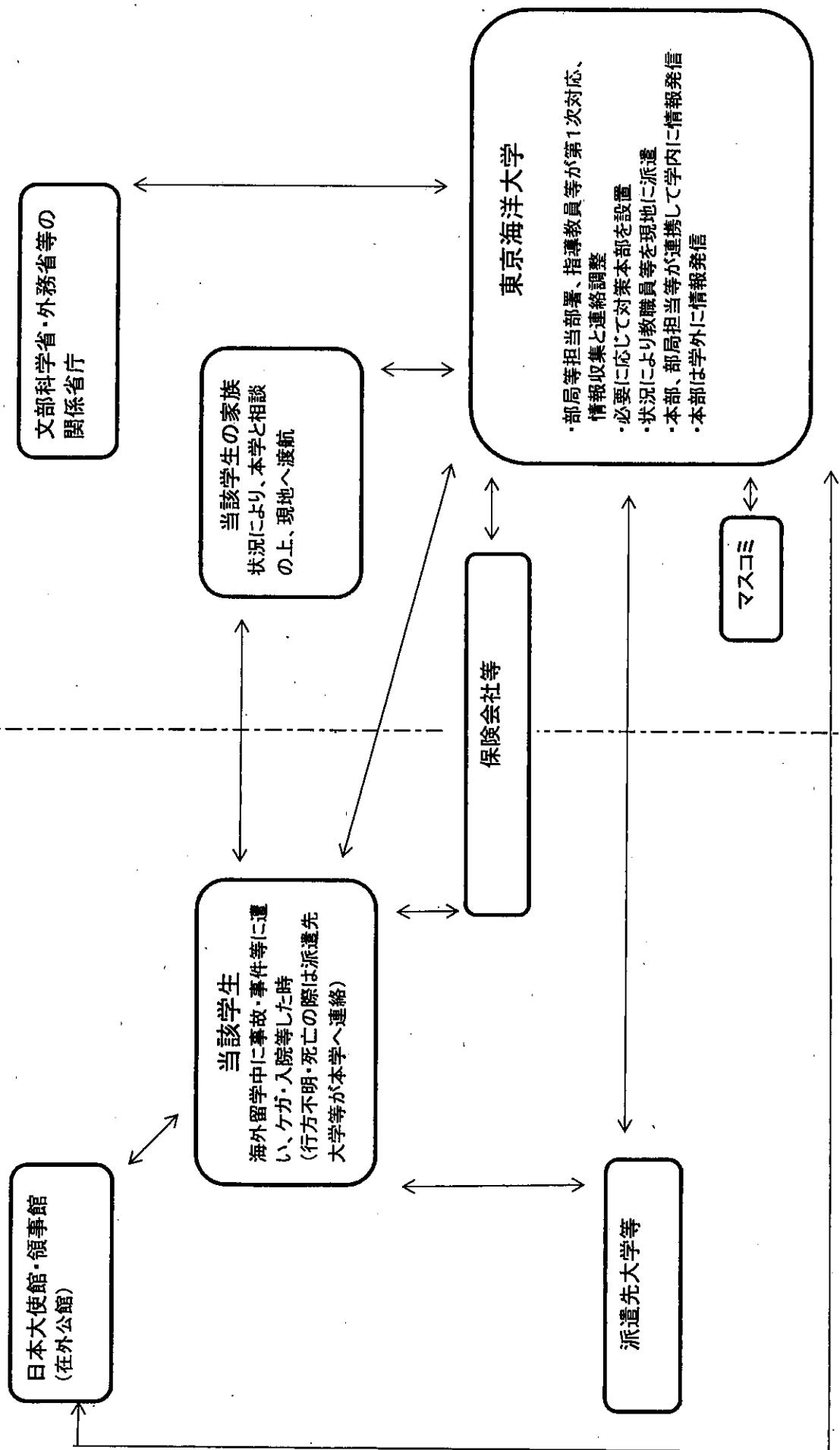
	<p>② If you have any important medical history, inform a doctor at the Health Center and your academic supervisor, and pay attention to your health status on a daily basis.</p>
	<p>③ If you experience significant difficulties staying and studying at our university due to such cases as critical illness or your illness being specified as an incurable disease, you may be instructed to return to your home country based on your department head's judgment.</p>
	<p>(5) Measures against problems related to different cultures</p> <p>In the case that there is a problem related to lifestyles or religions, consult with your academic supervisor and a doctor at the Health Center at an early stage before the problem becomes serious, as our university is equipped with various "students' consultation" systems and provides counseling (including mental support care).</p>
	<p>(6) Others</p> <p>In cases of problems related to human relationships, various types of harassment, studies, academic and career courses, university expenses, or other financial problems, use our various "students' consultation" systems.</p>
	<p>* Where to contact and the "official responsible for administrative affairs" are as follows:</p> <p>(Shinagawa Campus)</p> <p>Student Support Division, International Student Section TEL +(81)-3-5463-4052 E-mail g-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp</p> <p>(Etchujima Campus)</p> <p>Etchujima Campus Administration Division, Student Support Section TEL +(81)-3-5245-7316 E-mail e-gaku@o.kaiyodai.ac.jp</p> <p>Note 1) Opening hours of the responsible counter above are 8:30 to 17:15 on weekdays. When it is impossible to contact your academic supervisor, such as late night on weekdays, and holidays, please contact a janitor of your campus.</p> <p>Guard House(Shinagawa Campus) TEL +(81)-3-5463-0376 Guard House (Etchujima Campus) TEL +(81)-3-5245-7323</p>

海外留学・研修先などにおける危機管理体制

■国外

■国内

別紙1



外国人留学生における危機管理体制

別紙2

